

徳川園指定管理者 業務仕様書

令和2年10月

(令和2年11月修正版)

名古屋市 緑政土木局

目 次

1 指定管理業務

(1) 庭園（有料区域）の供用日時等	1
(2) 徳川園の管理運営	1
(3) 入園者の安全管理	1
(4) 庭園（有料区域）の維持管理	1
(5) 建築物や各種設備等の法定点検等（駐車場を含む。）	6
(6) 無料区域の維持管理	7
(7) 駐車場（管理許可）	7
(8) 公募対象公園施設（指定管理区域外）との連携	7
(9) 催事の実施	7
(10) サービスに関すること	8
(11) 行為許可の受付に関する業務	8
(12) 利用の禁止について	8
(13) 徳川美術館、蓬左文庫との連携について	8
(14) 地元との協力について	8
(15) その他の業務	9

2 自主事業

(1) 自主事業の内容	11
-------------	----

1 指定管理業務

業務にあたっては、関係法令を遵守し、職務に必要な知識を持ち、利用者等に安心感・信頼感・満足感を与えるように留意すること。

(1) 庭園（有料区域）の供用日時等

ア 供用時間

午前9時30分～午後5時（ただし、閉門は午後5時30分）

イ 休業日

(7) 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは直後の休日でない日）

(4) 年末年始（12月29日～1月1日）

ウ 供用時間の変更及び休業日の臨時開業

指定管理者は、あらかじめ名古屋市の承認を得て、庭園を供用月日以外の日及び供用時間以外の時間に供用することができる。また、名古屋市が特に必要と認める場合は、供用時間の変更及び臨時開業を実施すること。

(2) 徳川園の管理運営

ア 使用料徴収業務等

別添11「徳川園使用料（入園料）徴収業務仕様書」に従い、使用料（入園料）の徴収業務等を実施すること。

イ 案内業務

(7) 入園者からの問い合わせ等は、常に指定管理者において必要な対応を行うこと。

(4) 入園者への応接（施設の案内）等、必要な対応を行うこと。

ウ 利用状況の集計と報告

毎日の入園者数等（利用区分ごと、減免等をした場合は、その種別ごと）及び団体利用があったときは、団体数、団体利用者数について集計し、名古屋市からの要請に応じて報告すること。

エ 徳川美術館・蓬左文庫観覧券の販売

徳川美術館・蓬左文庫観覧券の販売について徳川美術館及び市教育委員会と無償で委託契約を締結し、共通観覧の希望者に販売すること。

(3) 入園者の安全管理

入園者に注意事項を遵守させるとともに、安全で快適に利用できるよう、良好な管理運営に努めること。また、公園内を常に注視し事故が発生しないよう万全を期すこと。入園者に対しては、親切丁寧に対応すること。

ア 大規模な作業は入園者の通行の妨げとなり、安全管理上支障がある。また、景観や雰囲気損ない、入園者に不快感を与える恐れがあるため、緊急を要する場合を除き、休園日に実施すること。

イ 緊急的に長期にわたる大規模作業が必要になり、入園者の通行の妨げとなることが予想される場合は、部分的な通行止めや臨時休園などの対応処置を名古屋市と協議すること。

ウ 植物管理などの作業を供用時間内に行う場合は、入園者に危険や支障がないようにするとともに、日本庭園の美観を損なわないよう服装等に注意すること。

エ 混雑時には入園の制限を行うなど、入園者の安全を確保すること。

オ 適切な監視、誘導を実施し、入園者の安全を確保すること。

カ 庭園（有料区域）は全面禁煙とすること。

(4) 庭園（有料区域）の維持管理

徳川園は、「近世武家文化を中心に表現し、世界に発信する歴史文化拠点」をテーマに大名庭園の基本的様式である池泉回遊式庭園として整備された。作庭にあたり、海、山、里の描写をテーマと

して、矢田川の高低差のある河岸段丘、特別緑地保全地区のスダジイの森、立体的な力強い石組みと植栽を組み合わせ、変化に富んだ庭となっている。当園の核となる施設としては、「龍門の瀧」があるが、この瀧は、尾張徳川家江戸下屋敷（戸山屋敷）跡から発掘された石材を使って当時の瀧を再現したものである。庭園の維持管理においては、以上の趣旨をよく理解し、入園者の満足度、期待度に応えられるよう、良好な景観の維持及び施設の充実に努めること。

また、維持管理業務については、別添 12「年間維持管理水準表・計画表」の水準を基本とし、「名古屋市緑政土木局土木工事標準仕様書」、「名古屋市緑政土木局業務委託標準仕様書」、「名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針」、「農薬・殺虫剤等の適正使用マニュアル（屋外 農薬編）」及び「農薬・殺虫剤等の適正使用マニュアル（屋内 殺虫剤等編）」を遵守すること。

ア 基本管理

(ア) 巡視

公園内巡視を行い、施設の安全面、衛生面、機能面が確保されるように努め、不具合等が発見された場合は、必要な措置を施すとともに、不具合等の発見・措置内容を記録し、適宜名古屋市に報告すること。

(イ) 夜間巡回警備業務

毎日、概ね深夜 1 時～5 時の間の不定期の時刻に警備員による公園内の巡回警備を実施すること。警備報告等で異常があった場合は、関係者に通告し、改善させること。

(ロ) 清掃

- a 掃き掃除やゴミ拾いを行い、入園者が快適に過ごせるように、常に清潔な状態に保つこと。
- b 緑のまちづくり活動団体等の市民活動により発生したゴミ袋の回収並びに袋集積地付近のゴミ拾いを行い分別すること。また、名古屋市の定める様式により、ゴミ袋の回収数量を名古屋市へ報告すること。
- c 台風・落葉等によりゴミが発生した場合は速やかに除去すること。
- d ホームレスの対応に伴う物件の撤去・処分や清掃（特別清掃）は名古屋市の指示に従い実施すること。
- e ゴミの処理については、事前に処分方法や処分先等を名古屋市に確認し、適正に処分すること。

(ハ) 除草

- a 原則的に抜き取り除草とする。
- b 特に庭園（有料区域）内においては、雑草により美観を損ねることがないように、発見次第抜き取ること。
- c 原則、薬剤除草は行わないこととするが、コケの保全などを目的としてやむを得ず薬剤を使用する場合は事前に名古屋市と協議し承諾を得たうえで、「イ(ア)g 病害虫防除」に準じて作業を実施すること。
- d 草類はリサイクルに努め、適正に処分すること。

イ 植物管理

(ア) 植物管理一般

a 土壌管理

- (a) 樹勢の弱い樹木等は、土壌改良等により樹勢回復を図ること。
- (b) 法面の土壌流出を防ぐこと。

b 植物保護

- (a) 必要箇所にしがらみを設置し、植物を保護すること。
- (b) 設置したしがらみは適宜補修し、良好な状態を保つこと。

c 施肥

それぞれの植物にあった肥料や土壌改良材を適期・適量施すこと。

d マルチング

必要箇所にはマルチングを施すこと。

- e かん水

日照りが続いて植物の衰弱が予想される場合や植付直後等において、適宜かん水を実施すること。かん水作業中周囲に水や土が飛散・流出しないように努めること。また、かん水作業は暑い時間帯を避け、夕方等を実施すること。
- f 補植

植物が枯損した場合等において、適宜補植すること。
- g 病害虫防除
 - (a) 病害虫防除一般
 - ・ 込み合った枝を剪定、間引きして風通しを良くし、病害虫の発生を防ぐこと。
 - ・ 害虫の卵、幼虫を発見した場合は、捕殺すること。
 - (b) 農薬等薬剤を使用した病害虫防除について
 - ・ 薬剤（農薬）散布を行う場合は供用時間を避け、適切な散布量とし、むやみに多量な薬剤（農薬）を散布しないようにすること。また、散布後、残った薬剤（農薬）については適切な処理をすること。
 - ・ 使用した薬剤（農薬）については、「薬剤（農薬）使用実績報告書」を事業報告書に記載し提出すること。
- h 臨時措置

台風、災害等で被害が発生した時は速やかに処理すること。
- i 植物性廃棄物の処理

剪定枝、刈込枝葉及び草類は、リサイクル努め、適正に処分すること。
- j 名古屋市との協議

大規模な剪定や補植など、庭園の景観に影響を及ぼす作業に関しては、名古屋市と協議すること。
- (イ) 樹木管理
 - a 樹木管理一般
 - (a) 衰弱木や倒伏木は速やかに撤去・立て起こしを行い、入園者に危険や支障のないようにすること。
 - (b) 庭園の主要植物を被圧している樹木については、名古屋市と協議のうえ、適切な処置を実施すること。
 - (c) 支柱撤去・更新を適宜実施すること。
 - (d) 枯枝除去・支障枝剪定・骨格剪定等を適宜実施すること。
 - (e) 必要に応じて樹木診断を行い、樹木を健全に保つこと。
 - (f) 樹勢の回復と成長抑制のため、必要に応じて根切りを実施すること。大木は一度にすべての根を切らず、数年に分けて実施すること。
 - b 高木の整枝剪定
 - (a) 樹種ごとの適期に作業すること。特に花木の剪定は、花芽形成の時期に注意すること。
 - (b) 庭園の景観にふさわしい姿に整えること。
 - c 中低木及び生垣等の刈込・面的剪定
 - (a) 樹種ごとの適期に作業すること。特に花木の刈込は、花芽形成の時期に注意すること。
 - (b) 庭園の景観にふさわしい姿に整えること。
 - d ボタン管理
 - (a) ボタンは徳川園の顔であり、多くの市民に親しまれている。管理については特に注意を払うこと。また、高度な管理が必要とされるので、専門知識を持つ経験豊富な職員を配置すること。
 - (b) 支柱立て・花がら取り・芽かき・剪定・施肥・土寄せ・病害虫防除・かん水・補植・日除け設置等を行い、良好なボタン管理に努めること。
 - (c) 補植で使用する株は花芽付きの株とし、可能な限り大株（H0.4m、W0.4m）のものとすること。

- (d) 冬牡丹展示は適宜入れ替えをし、常に良好な冬牡丹を展示すること。
- (e) 開花期には来園者のために名板を設置すること。
- (f) 牡丹園周囲のハイバクシン及びトウキョウナンテンは、適期に刈込等を行いその管理に留意すること。
- e マツ管理
 - (a) 剪定・てもみ
 - ・ マツは庭園の景観を構成する重要な樹木であるため、特に注意を払い、庭園の景観にふさわしい姿に整えること。
 - ・ 美しい樹姿の保持を目的に行うため、植栽地の環境に合った将来の樹形と樹高をイメージしながら実施すること。
 - ・ 剪定は、樹形の整形を目的として、忌み枝の整理、伸長枝の切り戻し、前年枝の着芽促進、枯葉の取り外し等を実施すること。（もみあげ含む。）
 - (b) こも巻き
 - ・ マツに施すこも巻きは、冬眠場所を求めて下降してくるケムシ類・カイガラムシ類や、避難場所を捜すカメムシ類を捕殺するものなので、取り付け取り外しの時期を逸しないように実施すること。
 - ・ 取り外すときは害虫を落とさないよう注意深く実施すること。こもの処理は、すみやかに持ち出し焼却工場に搬入すること。
- f ソテツ管理
 - 霜よけを目的とし、わら囲いを実施すること。
- g モミジ類管理
 - 秋の紅葉は徳川園の大きな魅力のひとつであるため、モミジ類の管理には特段の注意を払い、テッポウムシの被害を最小限に留めること。
- (g) 地被植物管理
 - a 地被植物一般
 - 必要に応じて株分け・植え替えを実施すること。
 - b 芝生管理
 - 芝生の美観を維持するため、適宜芝刈・芝耳切を実施すること。
 - c ササ管理
 - (a) ササの美観を維持するため、適宜葉刈を実施すること。
 - (b) 適宜抜き取りを行い、ササの植栽範囲を適正に管理すること。
- (x) 水性植物管理
 - a 水生植物管理一般
 - 適宜抜き取りを行い、植栽範囲を適正に管理すること。
 - b ハナショウブ管理
 - (a) 株わけを行い、土壌改良した所へ植えつけマルチングを実施すること。
 - (b) 施肥や病害虫防除・葉刈等を施し、良好な状態を維持すること。
 - (c) 開花期間中は花がら取りを行い、美観を維持すること。
 - (d) 開花期には名板設置を実施すること。品種以外の花が見られる場合は期間終了後根株より撤去すること。
 - c スイレン管理
 - 大池（龍仙湖）に設置しているスイレン（鉢物）について、定期的に株分け・植え替え・土壌改良等を行い、良好に保つこと。
- (f) 草花等展示管理
 - a 草花展示管理
 - (a) 季節に合わせた、大名庭園の景観にふさわしい種類の草花を取り入れること。
 - (b) 展示場所に合わせて適切に管理すること。
 - b 正月飾り展示管理

注連縄及び門松を黒門付近に展示すること。

(カ) その他

本施設の一部は、特別緑地保全地区（良好な自然環境を形成している都市内の樹林地や草地、水辺地などを指定し、建築行為や木竹の伐採などを制限することにより現状凍結的に緑地を保全し、都市における貴重な緑を将来に引き継いでいこうとするもの）に指定されている。特別緑地保全地区では、都市緑地法（昭和48年法律第72号）により、緑地の保全に影響を及ぼす一定の行為に対して制限を定めているため、それらの行為を行う場合は、あらかじめ名古屋市と協議のうえ、必要な手続きをとること。

ウ 施設管理

(7) 施設管理一般

- a 国土交通省「公園施設の安全点検に係る指針（案）」を遵守して日常及び定期的な点検を実施し、点検記録書を作成すること。ただし、個別に指針・基準等がある場合は、それに従うこと。
点検記録書は名古屋市からの求めがあれば提出すること。施設の変状及び異常があった場合は、使用中止や修繕などの応急処置を行い、点検記録書とともに名古屋市に報告すること。名古屋市から定期点検結果報告の依頼があった場合は、指定の様式で名古屋市に報告すること（毎年5月頃別途依頼）。
- b 施設・設備等に不具合が生じた場合は、速やかに修繕や更新を行い機能回復に努めること。修繕や更新の際は、景観にあったものを選択すること。修繕や更新が完了したときは、名古屋市に報告すること。
- c 長期にわたり施設を使用中止にする場合は、名古屋市に報告すること。

(イ) 園路広場

舗装の洗浄等によりぬめり取りや土除去を行い、入園者の転倒防止に努めること。

(ロ) 給水施設（上水・地下水）

- a 水道使用量を確認するため、毎月定期的に量水器を読み取り、名古屋市に報告すること。
- b 地下水のくみ上げ用ポンプの稼働時間に変更があった場合は、緑政土木局及び上下水道局に報告すること。
- c 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）に基づき、地下水の毎月の揚水量等を測定・記録し、3年間保管すること。また、1年間の測定結果を記載した報告書を名古屋市に毎年提出すること。

(エ) 排水施設

- a 補修や清掃・閉塞直し等を要するようであれば、速やかに処置を実施すること。
- b 園路脇に設置された排水枡等の蓋の修景に心掛けること。
- c 豪雨等により土砂流入があった場合は、堆積した土砂等の清掃・浚渫を実施すること。
- d 砂利側溝は適宜ふるいがけ水洗いを行い、美化に努めること。

(オ) 電気施設（照明施設・放送設備を含む。）

- a ランプ等消耗品の取替え等を適宜実施すること。消耗部品は交換サイクルを守って交換を実施すること。
- b 開園日は毎日、足元灯の乾拭きを実施すること。
- c 電気施設の運転・管理・保守は、必要な知識及び豊富な経験・技能を有する技術者が実施すること。
- d 施設が老朽化しているので、点検報告については、その都度、点検業務の受託者に異常の有無の聞き取りを行い、故障や基準超過に関する報告があった場合は、速やかに対応するとともに、名古屋市に報告すること。

(カ) 水景施設（龍仙湖、龍門の瀧、大曾根の瀧、虎の尾、流れ）

- a 保守管理
専門業者による点検・調整・消耗品取替・薬剤補充等を行い、良好な設備の保守管理をすること。

- b 清掃
 - (a) 修景効果を高めるため、堆積物除去・ゴミ除去・水面清掃・スクリーン清掃・高圧洗浄等管理を実施すること。
 - (b) 溪流（虎の尾）の流れを維持するため、土砂や泥を浚渫すること。また、庭園の良好な景観を保つため、落葉を清掃すること。
- c 水質浄化・水質調査
 - (a) 庭園の良好な景観を保つため、アオミドロ等の発生の抑制に努めること。
 - (b) 水質改善のための資料として水質調査結果が必要な場合は、名古屋市に提示を求めること。
- d 生物管理
 - 龍仙湖・虎の尾のコイは、健康状態に注意して管理すること。
- (※) その他公園施設
 - a 水琴窟の砂利清掃や腰掛・手すりの乾拭き清掃等を行い、園内の美化に努めること。
 - b なごやかベンチ等の寄附物件の補修を行う場合は、その都度名古屋市と協議すること。
- エ 建物管理
 - (7) 建物管理一般
 - a 補修等
 - 施設等に不具合が生じた場合は、速やかに修繕や更新を行い機能回復に努めること。修繕や更新の際は、意匠にあったものを選択すること。修繕や更新が完了したときは、名古屋市に報告すること。
 - b 機械警備
 - 管理事務所、ビジターセンターの必要箇所に機械警備を設置し、不法侵入や火災などを防ぐこと。
 - (イ) 受付（黒門口・大曾根口）
 - 定期的に清掃等を行い、清潔に管理すること。
 - (ロ) 茶室（瑞龍亭）・茶屋（四睡庵）
 - a 入園者が快適に利用できるように、開園日は床の掃き掃除、腰掛の拭き掃除を毎日実施すること。
 - b 樋につまった落葉や雨落の泥を除去すること。
 - c 瑞龍亭は、天気の良い日には定期的に戸を開放し、空気の入れ換えを実施すること。また、結界を設置すること。
 - (エ) 便所
 - a 入園者が快適に利用できるように、十分に清掃・洗浄・消毒し、清潔な状態を保つこと。
 - b 適宜、尿石防止剤の補充等を行い、尿石固着を防ぐこと。
 - c 庭園内（有料区域）の便所1棟については、トイレットペーパーの補充を実施すること。
 - (オ) 管理事務所
 - 定期的に清掃等を行い、清潔に管理すること。

(5) 建築物や各種設備等の法定点検等 **（駐車場を含む。）**

ア 建築物や設備等の法定点検

- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく定期点検を実施すること。また、定期点検結果を名古屋市に報告すること。
- (イ) 消防関係法令等に基づく消防用設備等の点検を実施すること。
- (ロ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく自家用電気設備等の定期点検を実施すること。別添13「自家用電気工作物の保安業務に関する特記仕様書」を参照のこと。
- (エ) その他法令に基づく点検を実施すること。

(オ) 指定管理区域と公募対象公園施設、双方に関係する設備等の法定点検、保守管理、保守点検及び機械警備等で区分することが困難な部分について、市と協議の上指定管理業務としたものも、(7)～(エ)のとおり実施すること。

イ 各種設備等の保守管理・保守点検

施設の安全確保のため、来園者が安心かつ快適に利用できるよう、各種設備の保守管理・保守点検を実施すること。

(6) 無料区域の維持管理

原則として「(4) 庭園（有料区域）の維持管理」に準じる。

ア 登録有形文化財の管理

「徳川園黒門」、「徳川園脇長屋」、「徳川園塀」、「徳川園釣瓶井戸」は国の登録有形文化財である。特に注意して巡視や清掃等を行い、修繕等により現状の変更を伴う場合は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により、事前に国への届出等が必要となるため、早めに名古屋市と協議すること。

また、黒門は、明治 33 年に完成した尾張徳川家の邸宅の遺構で、総けやき造りの三間薬医門である。連続する脇長屋と塀を含めて、昭和 20 年の大空襲による焼失の被害を免れた数少ない遺産であり、徳川園のシンボリック的存在となっている。キズや落書き等をされることのないよう注意するとともに、散歩中の犬が小便をかけたりすることのないよう対策をとること。

イ 西小園の管理

民有地沿いの生垣は現状の高さを維持すること。

ウ 児童公園の管理

(7) 遊戯施設等については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」を遵守し、利用者が安全・快適に使用できるよう日常及び年 1 回以上の定期的な点検を行うこと。

(イ) まごころ遊具等の寄附物件の補修を行う場合はその都度名古屋市と協議すること。

(ウ) 消耗部材は交換サイクルを守って交換すること。

(7) 駐車場（管理許可）

機械設備等について、適切に保守点検を行うとともに、駐車場施設に異状がないか確認し、安全を維持すること。異状があった場合は、速やかに対応するとともに、名古屋市に報告すること。

(8) 公募対象公園施設（指定管理区域外）との連携

ア レストラン、ホール、売店及び蘇山荘と連携することにより、互いの施設の利用者の満足感や施設の安全性の向上に努めること。

イ 施設・設備の管理

指定管理区域と公募対象公園施設、双方に関係する設備等の法定点検、保守管理、保守点検及び機械警備等で区分することが困難な部分については、公募対象公園施設内のものも含めて指定管理者が実施すること。また、建築基準法に基づく定期点検の結果は名古屋市に報告すること。

ウイ 利用者指導等

レストラン・ホールの利用者が、改札を通らずに有料区域に入ることのないよう管理すること。

(9) 催事の実施

ア 牡丹の開花時期に催事を開催すること。

イ 夏の酷暑期及び紅葉の時期に夜間開園しライトアップを行うとともに、催事を開催すること。夜間開園の実施に際しては、事前に名古屋市と協議すること。

ウ 6 月の第 1 土・日曜日の天王祭には、地元町内の山車を園内に集めて「山車揃え」を開催すること。

エ 3 月 18 日は、尾張藩二代藩主光友が徳川園の起源である大曾根屋敷に移り住んだ日であるため、これを記念して直近の土日祝日に無料開園を実施すること。

また、11 月 3 日は、徳川園として初めて市民へ供用を開始した日であるため、この日を開園記念日として同様に無料開園とすること。

実施に際しては、事前に名古屋市に協議し、了承を得ること。

- オ 東区内で毎年11月3日に開催される催事「歩こう！文化のみち」に参加し、スタンプラリー会場として協力するとともに、園内において独自の催事を開催すること。
- カ 和傘、観月、正月の催事の維持、又は内容・回数・質等を充実して入園者数の増加及び入園者の満足度、期待度の向上を図ること。
- キ 催事の内容はよく吟味して、徳川園の特色を活かした日本庭園にふさわしいものとし、名古屋市と協議すること。
- ク 使用する機材の設営により、庭園を損傷することのないよう注意すること。
- ケ 催事終了後は、速やかに原形復旧すること。
- コ 屋外での催事開催時には、音量に注意し、周辺住民の迷惑とならないように配慮すること。

(10) サービスに関すること

- ア 庭園ガイドの実施
東区文化のみちガイドボランティア、徳川園ガイドボランティアの会員により、来園者に対して庭園ガイドのサービスを実施すること。徳川園ガイドボランティアの人数が少なくなった場合には、適宜、募集を行い、養成講座を開催して必要な知識を習得させること。
- イ 魅力増進策の提案
入園者数の増加及び満足度を図るため、新たな対策を講じること。
- ウ 広報業務
各種媒体を通じて施設の情報を発信し、認知度の向上に努めること。
 - (7) 専用パンフレット等を作成すること。
 - (4) 公園案内ホームページを作成し、施設の案内、催事の広報等の情報発信をすること。また、更新やメンテナンス等ホームページ管理も併せて定期的実施すること。

(11) 行為許可の受付に関する業務

行為許可（名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第4条第1項第1号から3号までの行為の許可をいう。）については、名古屋市の定める「指定管理者の管理する施設における行為許可の取扱いについて」に従って業務を実施すること。

なお、茶室（瑞龍亭）の貸し出し受付は、行為許可に関する業務とする。

(12) 利用の禁止について

庭園の利用禁止については、名古屋市の定める「有料公園施設の利用の禁止について」（平成23年4月1日付）を準用するものとする。その際、同通達中第2項イ、ロ及び第3項中「土木事務所」とあるのは「指定管理者」に、第2項イ中「土木事務所長の決裁をとり緑地管理課長及び緑地維持課長に合議する」とあるのは「名古屋市と協議する」に、第3項中「当該有料公園施設及び土木事務所又は公園案内センター」とあるのは「当該有料公園施設」にそれぞれ読み替えるものとする。

(13) 徳川美術館、蓬左文庫との連携について

- ア 徳川美術館、蓬左文庫とは「徳川美術館・徳川園調整会議」を設置し、定期的に会議を開催して情報交換や課題の解決に向けての意見交換を行うなど、三位一体となった運営協力に努めること。
- イ 共同催事の開催や、共同広告の掲出など、連携して集客力の向上につながる取り組みを実施すること。

(14) 地元との協力について

- ア 催事等のPR
催事の前には学区連絡協議会等に出席するなどして、告知とPRへの協力を依頼すること。
- イ 定期券のまとめ買い
旭丘、明倫の両学区において、学区単位での定期入園券のまとめ買い及び取りまとめの案内を実施

すること。

(15) その他の業務

ア 名古屋市関係機関との連絡調整等日常業務の調整

(ア) 名古屋市が出席を要請した会議等には出席すること。

(イ) 関係機関との連絡調整を図ること。

イ 苦情等への対応

利用者からの苦情や、利用者間のトラブル等の発生時には、速やかに対応するとともに、苦情等の内容及び対応状況について日報等に記録し、名古屋市に報告すること。

ウ 放置自転車の取扱い

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 63 年名古屋市条例第 40 号）及び同施行細則（昭和 63 年名古屋市規則第 103 号）の趣旨に沿い名古屋市に協力すること。

(ア) 放置禁止区域内において自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他の適切な場所に移動するように指導すること。

(イ) 放置禁止区域以外の場所において、自転車等の放置により公園の美観を損ねるなど公園管理上支障がある場合は、当該自転車等を整理し、又は自転車駐車場その他の適切な場所に移動するとともに当該利用者等に対し当該自転車等を速やかに適切な場所に移動すべき旨を告知する注意札を当該自転車等に取り付けること。

注意札を取り付けたにもかかわらず、当該自転車等が名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則に規定する期間放置されている時は、名古屋市に対し放置の状況を報告すること。

(ウ) 名古屋市が放置自転車を撤去する際には現地確認をすること。

エ 拾得物の取り扱い

管理対象区域内において拾得された拾得物については、関係法令等に基づき、適切な対応をすること。

オ 公園適正利用指導の業務

(ア) 公園内での不適正な利用を確認した場合は必要に応じて適正な指導を行うこと。

(イ) 公園内における放置物件に関する業務については、名古屋市が定める「都市公園内放置物件処理規程」に基づき対応すること。

(ウ) ホームレスの起居及びこれに伴う物件の常置などにより、公園の適正な利用が妨げられていると認められる時は、名古屋市に報告したうえで、公園管理者として適正な指導、注意、ゴミ撤去など適切な対処を行うとともに、名古屋市と協力して必要な措置をとること。

(エ) 名古屋市の指示に従って物件の撤去・処分を行うとともに、新たな起居防止措置を講ずること。

(オ) 名古屋市から状況調査の依頼があれば調査・報告をすること。

カ 不法投棄の取り扱い

不法投棄と推測される物件を発見した場合は、名古屋市が定める「都市公園内放置物件処理規程」に基づき対応すること。

キ 放置自動車についての対応

放置自動車を発見した場合には、名古屋市が定める「公園内放置自動車処理規程」に基づき、警告書の貼付、警察署への照会及び名古屋市への報告等を実施すること。

ク 管理報告書の作成及び保管

1 日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等）や市民対応など特記事項を記した日報等を作成し、保管すること。

ケ 事業計画書、事業報告書等の作成・提出

指定管理者は、次のとおり、事業計画書、事業報告書等を作成し、名古屋市に提出すること。

(ア) 事業計画書等の作成・提出

次年度の事業計画書及び収支計画書を名古屋市が指定する期日までに作成し、名古屋市に提出すること。なお、作成にあたっては、名古屋市と調整を図ること。

a 管理執行体制

- (a) 職員配置・責任体制表
- (b) 勤務ローテーション表
- (c) 事故発生時の対応
- (d) 緊急連絡体制表
- (e) 非常配備体制表
- b 業務計画
 - (a) 年間作業計画表
 - (b) 外部委託予定表
 - (c) 防犯対策
 - (d) 防災対策
 - (e) 利用者対応
 - (f) 研修計画
 - (g) 催事計画
- c 本業務に係る収支予算案
- d 自主事業に係る事業計画表及び収支予算案
- e その他名古屋市が必要と認める事項
- (イ) 事業報告書等の作成・提出

事業報告書として次の書類を名古屋市に提出すること。記載する内容は以下のとおりとし、書式は、名古屋市と指定管理者で協議により定めること。

 - a 利用実績（利用者数、利用率等）・・・月次、年間ごとに提出
 - b 管理業務及び自主事業の実施状況・・・四半期、年間ごとに提出
 - c 収支決算書（管理業務と自主事業とを区分したもの）等・・・年間ごとに提出
- (ウ) その他資料の作成等、名古屋市が求める事項について、速やかに対応すること。
- コ 指定管理者による管理運営についての表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、施設出入口など外部からでも確認ができる場所に指定管理者の名称、連絡先を表示しておくこと。
- サ 緊急地震速報について

業務に従事する職員等に対し、名古屋市が定める「緊急地震速報の運用について－緊急地震速発表時の職員行動マニュアル（緑政土木局）－」（以下「マニュアル」という。）の周知・徹底を図るとともに、緊急地震速発表時はマニュアルに従い、施設利用者及び職員等の安全の確保に努めること。

2 自主事業

(1) 自主事業の内容

指定管理者は、次に掲げる事業を自主事業として実施することができる。必須としている自主事業は、必ず実施すること。

自主事業により得た収益は指定管理者の収入となるが、自主事業に要する経費（光熱水費を含む。）に名古屋市が支払う指定管理料を充ててはならない（名古屋市が所有する施設等の修繕は指定管理業務）。

自主事業の提案にあたって収益が見込まれる場合、その収益の一部を名古屋市又は利用者に還元する方法についても提案すること。

ア 徳川園駐車場の管理運営（必須）

徳川園駐車場については、指定管理者が都市公園法第5条に基づく公園施設管理許可を得て管理運営すること。また、名古屋市都市公園条例で定める許可使用料を名古屋市に納付すること。

指定管理者は、駐車場運営を通じて、施設の効用の増進と利用者満足の向上を図ること。

(7) 駐車台数

駐車場（地下）	大型車（平面）	3 台
	普通自動車	77 台
	身障者用	2 台
南駐車場	大型車	4 台
	身障者用	3 台

※原則、大型車の駐車台数は、削減しないこと。

(4) 管理運営方法

別添 14「徳川園駐車場（地下）の管理運営について」及び別添 15「徳川園南駐車場の管理運営について」のとおり。

イ その他の自主事業

施設の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事等（指定管理業務として実施する催事等を除く。）を実施する事業、公園利用者へのサービス向上を図る事業及びその他施設の機能増進や活性化につながる事業を、自主事業として行うことができる。

指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ名古屋市と協議し必要な許可を得なければならない。その際、名古屋市都市公園条例に定める使用料等を名古屋市に支払う必要がある。

自主事業の提案が先に述べた事業に該当しない場合や名古屋市が公園での実施がふさわしくないと判断した場合は実施することができない。また、事業計画書において提案された自主事業の実施の可否については、事前にあらためて協議することとする。

なお、自主事業の承認基準等については、別添 16「指定管理業務による催事等及び自主事業承認基準」を参照のこと。

<参考>

管理許可とは、名古屋市自ら公園施設を管理することが不適當又は困難、あるいは名古屋市以外の者が管理することによって機能増進となる場合に、名古屋市の施設を管理運営することを許可する制度である。

設置許可とは、名古屋市自ら公園施設を設置管理することが不適當又は困難、あるいは名古屋市以外の者が設置管理することによって機能増進となる場合に、自ら施設を設置し管理運営することを許可する制度である。

※詳細については、都市公園法・名古屋市都市公園条例・同施行細則（昭和 34 年名古屋市規則第 14 号）を参照すること。